

ポイント解説 ◆ 法改正情報

第8回/全8回

社労士試験において必須となる、多岐に渡る法改正への対応。しかし、独学でそれを押さえていくのは至難の業です。この連載では毎月、試験対策上特に覚えておきたい法改正情報を中心に解説していきます。

社会保険労務士
加藤光大



☑ 児童手当法

(1) 所得制限の撤廃

児童手当の支給要件のうち所得制限を撤廃しました。

(2) 支給要件（法4条）

改正前	<p>児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>i <u>次のイ又はロに掲げる児童</u>（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの</p> <p><u>イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。）</u></p> <p><u>ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）</u></p> <p>以下 略</p>
改正後	<p>児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>i <u>施設入所等児童以外の児童</u>（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの</p> <p>以下 略</p>

「支給要件児童」の定義を「施設入所等児童以外の児童」としました。